

# 進めましょう！！ 働き方改革

経営者・人事労務担当者の皆様へ

中小企業・小規模事業者が抱える雇用管理改善などの課題に対応するため、「愛媛働き方改革推進支援センター」において、専門家による各種支援サービスを、無料で実施しています。  
お気軽にご利用ください！！



専門家の  
**企業訪問**  
による相談支援

**相談  
無料**

各種団体等における  
**セミナー開催**

来所・電話・メールによる  
**個別相談**

**秘密  
厳守**

商工団体等における  
**出張相談**

## 愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1階  
フリーダイヤル 0120-005-262  
メール ehime@task-work.com



■受付時間／9時～17時（土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く）

FAX申込書		FAX 089-913-0367	
ご相談内容（希望する項目を☑・複数チェック可）			
<input type="checkbox"/> 時間外労働の削減、上限規制について <input type="checkbox"/> 正規・非正規労働者の不合理な待遇改善 <input type="checkbox"/> 人材確保に向けた労務管理の改善 <input type="checkbox"/> 働き方改革にともなう助成金の利用 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得促進		<input type="checkbox"/> テレワーク・時差出勤等多様な働き方について <input type="checkbox"/> 就業規則・各種規定の見直し <input type="checkbox"/> ハラスメント防止対策の進め方 <input type="checkbox"/> 賃金制度の見直し（職務分析・職務評価） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
事業所名		業種	
住所		担当者（役職）	
TEL	FAX	従業員	
メールアドレス		正社員： 名	（非正社員 名）

# 愛媛県で適用する最低賃金一覧

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

※この表を職場に掲示してください。

◎地域別最低賃金			
件名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要
愛媛県最低賃金	令和6年 10月13日	円 <b>956</b>	県内すべての労働者に適用されます。 〔 特定最低賃金から適用を除外された産業又は業務には、この最低賃金が適用されます。 〕

◎特定最低賃金			
産業名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要 (注1参照)
パルプ、紙製造業	令和6年 12月25日	円 <b>1,050</b>	<b>適用除外</b> (1) 機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業 (2) 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務に主として従事する者 (3) 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	令和6年 12月25日	円 <b>1,049</b>	<b>適用除外</b> (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業 (2) バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務に主として従事する者 (3) 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	令和6年 12月25日	円 <b>1,038</b>	<b>適用除外</b> (1) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業 (2) 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務に主として従事する者 (3) 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船用機関製造業	令和6年 12月25日	円 <b>1,070</b>	<b>適用除外</b> (1) 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務に主として従事する者 (2) 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務に主として従事する者
各種商品小売業	令和6年 10月13日	円 <b>956</b>	左記の特定(産業別)最低賃金は、愛媛県最低賃金額が適用されています。

- (注) 1 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には愛媛県最低賃金が適用されます。  
 2 地域別最低賃金、特定最低賃金ともに、最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。  
 3 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。  
 4 各種商品小売業の産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものです。

詳しくはこちらへお問い合わせください。 愛媛労働局 労働基準部 賃金室 ☎089-935-5205  
 松山労働基準監督署 ☎089-917-5250 新居浜労働基準監督署 ☎0897-37-0151  
 今治労働基準監督署 ☎0898-32-4560 八幡浜労働基準監督署 ☎0894-22-1750  
 宇和島労働基準監督署 ☎0895-22-4655

☆賃金引上げ特設  
ページをご活用  
ください。

